

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
			職種	作業	職種	作業	
介護分野	【特定技能1号】 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)	介護技能評価試験	介護日本語評価試験	国際交流基金 日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上)	介護	介護	/
		介護福祉士養成施設修了	免除	免除			
		EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了(4年間)	免除	免除			
ビルクリーニング分野	【特定技能1号】 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野 特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)		ビルクリーニング	ビルクリーニング	/
	【特定技能2号】 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	/	/		/	/	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
		鍛造		ハンマ型鍛造		
				プレス型鍛造		
		ダイカスト		ホットチャンバダイカスト		
				コールドチャンバダイカスト		
		機械加工		普通旋盤		
				フライス盤		
				数値制御旋盤		
				マシニングセンタ		
		金属プレス加工		金属プレス		
		鉄工		構造物鉄工		
		工場板金		機械板金		
		仕上げ		治工具仕上げ		
				金型仕上げ		
機械組立仕上げ						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造 業分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電机组立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
鋼橋塗装						
噴霧塗装						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野				溶接	手溶接	/
					半自動溶接	
				工業包装	工業包装	
				強化プラスチック成形	手積み積層成形	
				金属熱処理業	全体熱処理	
表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)						
部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)						
	【特定技能2号】 機械金属加工(複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(機械金属加工)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(鑄造) 技能検定1級(鍛造) 技能検定1級(ダイカスト) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(工場板金) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(工業包装) 技能検定1級(金属熱処理)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 電気電子機器組立て(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事)	<p>製造分野特定技能1号 評価試験(電気電子機器組立て)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a. 試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(電気電子機器組立て)に合格したものとみなす。</p> <p>製造分野特定技能1号評価試験(機械加工) 製造分野特定技能1号評価試験(仕上げ) 製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電子機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立て) 製造分野特定技能1号評価試験(プリント配線板製造) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成形) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
プリント配線板製造						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造 業分野				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組 立て	
					開閉制御器具組 立て	
					回転電機巻線製 作	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				工業包装	工業包装	
強化プラスチック 成形	手積み積層成形					
	【特定技能2号】 電気電子機器組立て(複数の技能者を 指導しながら、電気電子機器等の製造工 程、組立工程の作業に従事し、工程を管 理)					製造分野特定技能2号評価試験(電 気電子機器組立て)及びビジネス・ キャリア検定3級(生産管理プラン ニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械検査) 技能検定1級(機械保全) 技能検定1級(電子機器組立て) 技能検定1級(電気機器組立て) 技能検定1級(プリント配線板製造) 技能検定1級(プラスチック成形) 技能検定1級(工業包装)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 金属表面処理(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属表面処理)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	めっき	電気めっき	/
	【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表a。試験区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験(金属表面処理)に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験(めっき) 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽極酸化処理)	溶融亜鉛めっき				
				アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
	【特定技能2号】 金属表面処理(複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理)				製造分野特定技能2号評価試験(金属表面処理)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション) 技能検定1級(めっき) 技能検定1級(アルミニウム陽極酸化処理)	
【特定技能1号】 紙器・段ボール箱製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紙器・段ボール箱製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	/	
		印刷箱製箱				
		貼箱製造				
		段ボール箱製造				
【特定技能1号】 コンクリート製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(コンクリート製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	/	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 RPF製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(RPF製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	RPF製造	RPF製造	
	【特定技能1号】 陶磁器製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(陶磁器製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	陶磁器工業製品 製造	機械ろくろ成形	
					圧力鑄込み成形	
					パッド印刷	
【特定技能1号】 印刷・製本(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(印刷・製本)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	印刷	オフセット印刷		
			製本	製本		
【特定技能1号】 紡織製品製造(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(紡織製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	紡績運転	前紡工程		
				精紡工程		
				巻糸工程		
				合ねん糸工程		
			織布運転	準備工程		
				製織工程		
				仕上工程		
			染色	糸浸染		
				織物・ニット浸染		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
工業製品製造 業分野	【特定技能1号】 縫製(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(縫製)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	ニット製品製造	靴下製造	/
					丸編みニット製造	
				たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造	
				カーペット製造	織じゅうたん製造	
					タフテッドカーペット製造	
					ニードルパンチカーペット製造	
				婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製	
				紳士服製造	紳士既製服製造	
				下着類製造	下着類製造	
				寝具製作	寝具製作	
帆布製品製造	帆布製品製造					
布はく縫製	ワイシャツ製造					
座席シート縫製	自動車シート縫製					

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
建設分野	【特定技能1号】 土木(指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(土木) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(造園) 技能検定3級(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	さく井	パーカッション式さく井工事作業	
					ロータリー式さく井工事作業	
				型枠施工	型枠工事作業	
				鉄筋施工	鉄筋組立て作業	
				とび	とび作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工 事作業	
				ウェルポイント施工	ウェルポイント工 事作業	
				建設機械施工	押土・整地作業	
					積み込み作業	
					掘削作業	
					締固め作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
半自動溶接						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
	【特定技能2号】 土木(複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(土木) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(ウェルポイント施工) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(さく井) 技能検定1級(造園) 技能検定単一等級(路面標示施工)
建設分野	【特定技能1号】 建築(指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事)	建設分野特定技能1号評価試験(建築) 技能検定3級(型枠施工) 技能検定3級(左官) 技能検定3級(かわらぶき) 技能検定3級(鉄筋施工) 技能検定3級(内装仕上げ施工) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(建築大工) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(ブロック建築) 技能検定3級(広告美術仕上げ)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	建築板金 建具製作 建築大工 型枠施工 鉄筋施工 とび 石材施工 タイル張り かわらぶき 左官 内装仕上げ施工	内外装板金作業 ダクト板金作業 木製建具手加工作業 大工工事作業 型枠工事作業 鉄筋組立て作業 とび作業 石材加工作業 石張り作業 タイル張り作業 かわらぶき作業 左官作業 プラスチック系床仕上げ工事作業	
		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(建築)に合格したものとみなす。 建設分野特定技能1号評価試験(型枠施工) 建設分野特定技能1号評価試験(左官) 建設分野特定技能1号評価試験(コンクリート圧送) 建設分野特定技能1号評価試験(土工) 建設分野特定技能1号評価試験(屋根ふき) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋施工) 建設分野特定技能1号評価試験(鉄筋継手) 建設分野特定技能1号評価試験(内装仕上げ) 建設分野特定技能1号評価試験(とび) 建設分野特定技能1号評価試験(建築大工) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(吹付ウレタン断熱)				

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	
					鋼製下地工事作業	
					ボード仕上げ工事作業	
					カーテン工事作業	
				表装	壁装作業	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
				防水施工	シーリング防水工事作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				築炉	築炉作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
半自動溶接						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 建築(複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理)					建設分野特定技能2号評価試験(建築) 技能検定1級(型枠施工) 技能検定1級(左官) 技能検定1級(コンクリート圧送施工) 技能検定1級(かわらぶき) 技能検定1級(鉄筋施工) 技能検定1級(内装仕上げ施工) 技能検定1級(表装) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(建築大工) 技能検定単一等級(枠組壁建築) 技能検定単一等級(エーエルシーパネル施工) 技能検定単一等級(バルコニー施工) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業)) 技能検定1級(石材施工) 技能検定1級(タイル張り) 技能検定1級(築炉) 技能検定1級(鉄工(構造物鉄工作業)) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(防水施工) 技能検定1級(建具製作) 技能検定1級(カーテンウォール施工) 技能検定1級(自動ドア施工) 技能検定1級(サッシ施工) 技能検定1級(ガラス施工) 技能検定1級(ブロック建築) 技能検定1級(樹脂接着剤注入施工) 技能検定1級(広告美術仕上げ) 技能検定1級(厨房設備施工)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
建設分野	<p>【特定技能1号】 ライフライン・設備(指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事)</p>	<p>建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(建築板金) 技能検定3級(冷凍空気調和機器施工)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	建築板金	内外装板金作業 ----- ダクト板金作業	
	<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験(ライフライン・設備)に合格したものとみなす。</p> <p>建設分野特定技能1号評価試験(電気通信) 建設分野特定技能1号評価試験(配管) 建設分野特定技能1号評価試験(建築板金) 建設分野特定技能1号評価試験(保温保冷)</p>	冷凍空気調和機器施工		冷凍空気調和機器施工作業		
				配管	建築配管作業 ----- プラント配管作業	
				熱絶縁施工	保温保冷工事作業	
				溶接	手溶接 ----- 半自動溶接	
	<p>【特定技能2号】 ライフライン・設備(複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理)</p>					建設分野特定技能2号評価試験(ライフライン・設備) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(建築板金) 技能検定1級(熱絶縁施工(保温保冷工事作業)) 技能検定1級(冷凍空気調和機器施工)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・船用工業分野	【特定技能1号】 造船(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事)	造船・船用工業分野特定技能1号試験(造船) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(とび) 技能検定3級(配管)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	溶接	手溶接	
					半自動溶接	
		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(造船)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(鉄工)		塗装	建築塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	
				鉄工	構造物鉄工	
				とび	とび	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
	【特定技能2号】 造船(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事)					造船・船用工業分野特定技能2号試験(造船) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(とび) 技能検定1級(配管)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・船用工業分野						<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(造船)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(鉄工)</p>
	<p>【特定技能1号】 船用機械(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船用機械の製造工程の作業に従事)</p>	<p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用機械) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(鑄造) 技能検定3級(機械保全)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>溶接</p>	<p>手溶接 半自動溶接</p>	<p>塗装</p> <p>建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装</p>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・船用工業 分野		<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用機械)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(鉄工) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(仕上げ) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工)</p>		鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
				鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				金属プレス加工	金属プレス	
強化プラスチック成形	手積み積層成形					
機械保全	機械系保全					

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・船用工業分野	【特定技能2号】 船用機械(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用機械の製造工程の作業に従事)					造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用機械) 技能検定1級(塗装) 技能検定1級(鉄工) 技能検定1級(仕上げ) 技能検定1級(機械加工) 技能検定1級(配管) 技能検定1級(鋳造) 技能検定1級(金属プレス加工) 技能検定1級(強化プラスチック成形) 技能検定1級(機械保全)
						【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用機械)に合格したものとみなす。 造船・船用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(鉄工) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(仕上げ) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(機械加工)
	【特定技能1号】 船用電気電子機器(監督者の指示を理解し又は自らの判断により船用電気電子機器の製造工程の作業に従事)	造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用電気電子機器) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(プリント配線板製造) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・船用工業分野		<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表1a. 試験区分(3(1)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能1号試験(船用電気電子機器)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工) 造船・船用工業分野特定技能1号試験(電気機器組立て)</p>		電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				金属プレス加工	金属プレス	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
					プリント配線板製造	
				配管	建築配管	
プラント配管						
機械保全	機械系保全					
	<p>【特定技能2号】 船用電気電子機器(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船用電気電子機器の製造工程の作業に従事)</p>				<p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用電気電子機器)</p> <p>技能検定1級(機械加工)</p> <p>技能検定1級(電気機器組立て)</p> <p>技能検定1級(金属プレス加工)</p> <p>技能検定1級(電子機器組立て)</p> <p>技能検定1級(プリント配線板製造)</p> <p>技能検定1級(配管)</p> <p>技能検定1級(機械保全)</p>	

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・船用工業分野						<p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・船用工業分野特定技能2号試験(船用電気電子機器)に合格したものとみなす。</p> <p>造船・船用工業分野特定技能2号試験(機械加工) 造船・船用工業分野特定技能2号試験(電気機器組立て)</p>
自動車整備分野	<p>【特定技能1号】 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務</p>	<p>自動車整備分野特定技能1号評価試験</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。</p> <p>自動車整備分野特定技能評価試験</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	自動車整備	自動車整備	
		<p>自動車整備士技能検定3級</p>				
	<p>【特定技能2号】 他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務</p>					

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
航空	<p>【特定技能1号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事)</p>	<p>航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(空港グランドハンドリング)に合格したものとみなす。</p> <p>特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>	<p>空港グランドハンドリング</p>	<p>航空機地上支援</p> <p>航空貨物取扱</p> <p>客室清掃</p>	
	<p>【特定技能2号】 空港グランドハンドリング(社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理)</p>					<p>航空分野特定技能2号評価試験(空港グランドハンドリング)</p>
	<p>【特定技能1号】 航空機整備 (機体、装備品等の整備業務等)</p>	<p>航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備)</p> <p>【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験(航空機整備)に合格したものとみなす。</p> <p>特定技能評価試験(航空分野:航空機整備)</p>	<p>国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</p>			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
航空	【特定技能2号】 航空機整備 (自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等)					航空分野特定技能2号評価試験 (航空機整備) 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士(飛行機) 一考航空整備士(回転翼航空機) 二等航空整備士(飛行機) 二等航空整備士(回転翼航空機) 一等航空運航整備士(飛行機) 一等航空運航整備士(回転翼航空機) 二等航空運航整備士(飛行機) 二等航空運航整備士(回転翼航空機) 航空工場整備士(機体構造関係) 航空工場整備士(ピストン発動機関係) 航空工場整備士(タービン発動機関係) 航空工場整備士(プロペラ関係) 航空工場整備士(計器関係) 航空工場整備士(電子装備品関係) 航空工場整備士(電気装備品関係) 航空工場整備士(無線通信機器関係)
宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	宿泊	接客・衛生管理	
	【特定技能2号】 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務					宿泊分野特定技能2号評価試験

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
自動車運送業 分野	【特定技能1号】 トラック運転者(事業用自動車(トラック)の運 転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (トラック)及び第一種運転免許	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 タクシー運転者(事業用自動車(タクシー)の運 転、運転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (タクシー)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			
	【特定技能1号】 バス運転者(事業用自動車(バス)の運転、運 転に付随する業務全般)	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 (バス)及び第二種運転免許	日本語能力試験(N3以上)			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
鉄道分野	【特定技能1号】 軌道整備(軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (軌道整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
	【特定技能1号】 電気設備整備(電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (電気設備整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			
	【特定技能1号】 車両整備(鉄道車両の整備業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (車両整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道車両整備	走行装置検修・解き装 空気装置検修・解き装	
	【特定技能1号】 車両製造(鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (車両製造) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(塗装)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
電気機器組立て				回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作		
	塗装	金属塗装 噴霧塗装				
		溶接	手溶接 半自動溶接			
【特定技能1号】 運輸係員(駅係員、車掌、運転士等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (運輸係員)		日本語能力試験(N3以上)			

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号		特定技能2号		
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)	
				職種	作業		
農業分野	【特定技能1号】 耕種農業全般 (栽培管理、農産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(耕種農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(耕種農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(耕種農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	耕種農業	施設園芸	/	
	【特定技能2号】 耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務	/	/		/		2号農業技能測定試験 (耕種農業全般)
	【特定技能1号】 畜産農業全般 (飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	1号農業技能測定試験(畜産農業全般) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験(畜産農業全般)に合格したものとみなす。 農業技能測定試験(畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)		畜産農業		養豚
	【特定技能2号】 畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務	/	/	/			2号農業技能測定試験 (畜産農業全般)
【特定技能1号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(漁業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(漁業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(漁業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	漁船漁業	かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業	/		

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
漁業分野	【特定技能2号】 漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(漁業) 日本語能力試験(N3以上)
	【特定技能1号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	1号漁業技能測定試験(養殖業) 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験(養殖業)に合格したものとみなす。 漁業技能測定試験(養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	養殖業	ほたてがいのまがき 養殖	
	【特定技能2号】 養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					2号漁業技能測定試験(養殖業) 日本語能力試験(N3以上)

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号	
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)	
				職種	作業		
飲食料品製造業分野	【特定技能1号】 飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)	飲食料品製造業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	缶詰巻締	缶詰巻締		
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
				加熱性水産加工 食品製造業	節類製造		
					加熱乾製品製造		
					調味加工品製造		
					くん製品製造		
				非加熱性水産加工 食品製造業	塩蔵品製造		
					乾製品製造		
					発酵食品製造		
					調理加工品製造		
				水産練り製品製造	生食用加工品製造		かまぼこ製品製造
				牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造		
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造						

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
飲食品製造業分野				パン製造	パン製造	/
				そう菜製造業	そう菜加工	
				農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
	【特定技能2号】 飲食品製造全般(飲食品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務					飲食品製造業特定技能2号 技能測定試験
外食業分野	【特定技能1号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	医療・福祉施設 給食製造	医療・福祉施設 給食製造	/
	【特定技能2号】 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営					
林業分野	【特定技能1号】 林業(育林、素材生産等)	林業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)			/
木材産業分野	【特定技能1号】 製材業、合板製造業等に係る木材の加工等	木材産業特定技能1号測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	木材加工	機械製材	/